

JR東海労ニュース

9条堅持!



山岡けんじ

No.1848

2013年7月1日

JR東海労働組合

前静岡駅長の嫌がらせをセクハラ相談窓口 相談した社員が報復的転勤させられる!?

「申し立てたことにより不利益を受けることはありません。秘密は厳守します。女性も男性も安心してご相談ください。当事者以外でも行うことができます。(匿名可)」。これらの文言は、セクハラ防止を訴える会社のポスターに掲載されています。

しかし、この文言と正反対の事象が発生したのです。前静岡駅長が行った女性社員に対する嫌がらせに対し、静岡支社の相談窓口で「セクハラと思われる」と相談した社員(JR東海ユニオン所属)が、家庭事情が全く考慮されない遠距離の駅に、不当にも転勤させられたのです。相談したのは今年2月、転勤は4月(事前通知は3月)です。本人は苦情を申し立てましたが、当然会社は転勤を正当化しました。だが職場では、窓口で相談して以降、彼の転勤の噂が広まったのです。

しかも彼は、静岡駅在職中には、管理者が休養した際のフォローや勤務作製を担うなど大変苦勞したにもかかわらず、この件を契機に勤務評価が一切されていません。

また、JR東海ユニオン静岡地本も、この件に関わりたくない姿勢であったとも言われています。

前静岡駅長は、7月1日付で出向となりました。しかし、セクハラ窓口で相談した社員がなぜ遠距離転勤という不利益を受けなければならないのでしょうか。公益通報保護法第5条は、通報者に対する不利益な扱いを禁止しています。彼は「今、一番懸念しているのが、通報した彼女たちにも同じ様な転勤がないかということ」と、語っています。会社は事実を全て説明すべきです。

JR東海労は、このような会社の理不尽に断固抗議します。会社は転勤させられた社員を、直ちに元職場に戻せ!

会社は直ちに元職場に戻せ!